

## 鳴門市観光事業持続化給付金制度に関するQ&A

### Q 1 なぜ観光関連事業者のみが対象となっているのか。

A 1 新型コロナウイルス感染症が再び拡大している中、GOTOトラベル事業の一時停止により、特に観光関連事業者が大きな打撃を受けていることから、観光客を対象に営業している宿泊施設等の観光関連事業者の支援を行うこととしました。

### Q 2 この給付金の対象者は。

A 2 対象者については、①宿泊施設を営む事業者、②観光施設を営む事業者、③土産物小売店を営む事業者、④タクシー又は自動車運転代行業を営む事業者であり、各事業者の定義は次のとおりです。

#### ① 宿泊施設を営む事業者

旅館業法における旅館業の許可を受け、市内宿泊施設（保養所やラブホテル、下宿営業等を除く。）を営む事業者であること。

#### ② 観光施設を営む事業者

専ら観光客を対象（観光施設の入館者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であること。）に、施設に入館させることで、入館料等を徴収する観光施設（体験型観光施設を除く。）を営む観光事業者であること。

※ 体験型観光施設とは、観光客等に対し、農業・漁業・伝統工芸等を体験させることを目的とした施設であり、当該施設に入館・体験させることで、体験料等を徴収する観光施設をいう。

#### ③ 土産物小売店を営む事業者

専ら観光客を対象（土産物小売店の利用者のうち、50%を超える者が市外からの観光客であること。）に、商品を提供する土産物小売店を営む事業者であること。

#### ④ タクシー又は自動車運転代行業を営む事業者

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者又は徳島県公安委員会が認定した自動車運転代行業の認定証を有する自動車運転代行業を営む事業者をいう。

### Q 3 複数の施設や土産物店を営業する場合は、営業する施設毎に申請書を提出しなければならないのか。

A 3 営業する施設毎に提出してください。

### Q 4 申請書はいつから提出してよいのか。

A 4 令和3年2月1日からの申請受付開始となります。

**Q 5 一度提出した申請書類等は、返却してもらえるのか。**

A 5 申請書や提出書類については、書類の不備などをのぞいては、返却はいたしませんので、必要があれば、事前に写しをとっておいてください。

**Q 6 給付は複数回うけられるのか。**

A 6 1施設につき、1回限りの給付となります。

**Q 7 同一施設内で複数の事業を営業する場合、たとえば観光施設と土産物小売店を1施設内で複合的に経営している場合は、観光施設、土産物小売店の2種類の給付金がもらえるのか。**

A 7 同一施設内で複数の事業を営む場合は、施設の主たる事業のみの給付となりますので、1種類の給付金の給付となります。

**Q 8 同一施設内で異なる事業者が各々の観光関連事業を行っている場合は、事業者毎に給付されるのか。**

A 8 お見込みのとおり。

**Q 9 申請書兼請求書に記載する売上は、法人全体の売上ではなく、当該施設に係る売上という認識でよいか。**

A 9 施設毎に給付を行うことから、当該施設の売上を記入してください。

**Q 10 交付申請書の添付書類として、事業収入が50パーセント以上減少したことが証明できる書類とあるが、どのようなものを想定しているのか。**

A 10 売上台帳など、前年との比較ができる月ごとの売上がわかるものであれば、特に指定はしません。

**Q 11 タクシー又は運転代行業者について、給付の対象となる車両については、どのような車両でも対象となるのか。**

A 11 給付対象となる車両については、タクシー事業の場合は運輸局に、運転代行業であれば、公安委員会に登録を行っている車両であり、業務に使用しているものが対象となります。

**Q 12 介護タクシーは、給付の対象となるのか。**

A 12 本給付金の趣旨はQ 1のとおり、GOTOトラベル事業の一時停止により、特に大きな打撃を受けた観光関連事業者を対象としており、介護タクシーは本制度の対象となりません。

**Q13 交付申請書の添付書類として、「市内事業所の車両に係る営業車両車検証の写し」「代行自動車保険証書の写し」とあるが、何のために必要なのか。**

A13 申請書に記載されている車両の有無を確認するために、当該書類が必要となります。

**Q14 営業外収益や特別利益等、本来の業務以外で発生した収益は含めるのか。**

A14 営業外収益等は含めません。

**Q15 給付金の使用用途は決まっているのか。**

A15 特に定めてはいません。ただし、本給付金を給付する趣旨としては、事業を持続していくために給付金を給付する制度となっています。

**Q16 現在、営業を自粛しているが、申請の対象になるのか。**

A16 申請日時点で廃業しておらず、今後も事業継続の予定であり、要件を満たしている場合は対象となります。

**Q17 申請後、倒産又は廃業になった場合はどうなるのか。**

A17 給付要件として、今後継続していくことが要件となっており、給付金の返還等が必要となる場合があります。

**Q18 給付金は、申請してから振り込まれるまで、どの程度期間がかかるのか。**

A18 申請書を提出されてから、2～3週間程度で支払いを行う予定ですが、あくまで目安の期間であり、申請状況や申請内容で疑義等が生じた場合等、目安期間より支払いが遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。